目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 災害危険区域等における建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係(第3条―第6条)

第2章の2 地盤面の指定(第6条の2-第6条の4)

第3章 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、日影時間及び平均地盤面からの高さの指定(第7条)

第4章 特殊建築物

第1節 特殊建築物の敷地と道路との関係(第8条)

第2節 避難施設等(第9条—第13条)

第3節 学校(第14条—第16条)

第4節 共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等及び長屋(第17条―第25条)

第5節 ホテル及び旅館(第26条-第29条)

第6節 大規模店舗及びマーケット(第30条―第35条)

第7節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(第36条―第47条)

第8節 公衆浴場(第48条・第49条)

第9節 自動車車庫及び自動車修理工場(第50条-第54条)

第5章 昇降機(第55条—第57条)

第6章 手数料(第58条-第66条)

第7章 雑則(第67条—第74条)

第8章 罰則(第75条・第76条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)の規定による災害危険区域の指定、建築物等の制限及び区域等の指定に係る委任事項並びに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)の規定により定める道に関する基準その他の必要な事項について定める。

(用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法及び政令の例による。

第2章 災害危険区域等における建築物及び大規模な建築物の敷地と道路との関係

(災害危険区域の指定)

第3条 本市は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により神奈川県知事が指定した本市における急傾斜地崩壊危険区域を、法第39条第1項の規定による災害危険区域として指定する。

(災害危険区域内の建築物)

- 第4条 前条の規定により指定する災害危険区域内において、居室を有する建築物を建築するときは、次条に規定するもののほか、その建築物の基礎及び主要構造部は、鉄筋コンクリート造又はこれに類する構造にし、かつ、その居室は、崖(勾配が30度を超える傾斜地をいう。同条において同じ。)に直接面してはならない。ただし、崖崩れによる被害を受けるおそれがないときは、この限りでない。(崖付近の建築物)
- 第5条 高さ3メートルを超える崖の下端(崖の下にあっては、崖の上端)からの水平距離が、崖の高さの2 倍以内の位置に建築物を建築し、又は建築物の敷地を造成するときは、崖の形状若しくは土質又は建築物の位置、規模若しくは構造に応じて、安全な擁壁を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する部分については、この限りでない。
 - (1) 崖の形状又は土質により、安全上支障がないもの
 - (2) 崖の上部の盛土の部分で、その高さが2.5メートル以下及び斜面の勾配が45度以下であり、かつ、その斜面を芝又はこれに類するもので覆ったもの
- 2 前項の規定は、崖の上に建築物を建築する場合において、その建築物の基礎が崖に影響を及ぼさないとき、又は崖の下に建築物を建築する場合において、その建築物の主要構造部(崖崩れによる被害を受

けるおそれのない部分を除く。)を鉄筋コンクリート造とし、又は崖とその建築物との間に適当な流土 止めを設けたときは、適用しない。

3 高さ3メートルを超える崖の上にある建築物の敷地には、崖の上部に沿って排水溝を設ける等の崖へ の流水又は浸水を防止するための適切な処置をとらなければならない。

(大規模な建築物の敷地と道路との関係)

第6条 延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物があるときは、その延べ面積の合計をいう。以下同じ。 (第3章を除く。))が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、道路(自動車のみの交通に使用されるものを除く。以下同じ。)に6メートル以上接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で、市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。

第2章の2 地盤面の指定

(地盤面の指定を行う区域の指定)

第6条の2 法第52条第5項の規定による区域は、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第二種住居地域及び準住居地域とする。ただし、地区整備計画等が定められた区域を除くものとする。

(地盤面の指定)

第6条の3 法第52条第5項の規定による地盤面は、建築物が接する最も低い位置から3メートルの位置の平均の高さを地盤面とする。

(階数の制限)

第6条の4 第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域における建築物の階数は、最下階から数えて5を超えてはならない。

第3章 日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域、日影時間及び平均地盤面からの 高さの指定

(対象区域、日影時間及び平均地盤面からの高さの指定)

第7条 法第56条の2第1項の規定により指定する区域は、次の表の左欄に掲げる区域とし、同項の規定により指定する号は、それぞれ次の表の右欄に掲げる号とする。

対象区域	法別表第4(に)欄の号
第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域	(1)
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域	(2)
第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準 工業地域	(2)

2 法第56条の2第1項の規定により指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。

第4章 特殊建築物

第1節 特殊建築物の敷地と道路との関係

(特殊建築物の敷地と道路との関係)

第8条 学校、体育館、病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る。)、物品販売業を営む店舗、マーケット、ホテル、旅館、共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等(幼保連携型認定こども園を含む。以下同じ。)、自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物があるときは、その用途に使用される部分の床面積の合計をいう。以下この条において同じ。)が100平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のものの敷地は、次の表に掲げる長さ以上道路に接しなければならない。ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で、市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、この限りでない。

その用途に使用される部分の床面積の合計	敷地が道路に接する長さ
100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	3メートル
200平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	4メートル
500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	5メートル

第2節 避難施設等

- 第9条 この節の規定は、次に掲げる建築物のその用途に使用される部分及びそれらの建築物の敷地について、適用する。
 - (1) 学校、博物館、美術館、図書館、病院、公会堂又は自動車教習所の用途に使用される建築物
 - (2) 診療所、児童福祉施設等又は集会場の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの
 - (3) 物品販売業を営む店舗、マーケット、飲食店又は公衆浴場の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が500平方メートル以上のもの
 - (4) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、遊技場、ホテル又は旅館の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の 床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの
- 2 この節の規定は、市長がその規模、構造又は周囲の状況により、避難上及び安全上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

(屋外への出口等)

- 第10条 前条第1項に掲げる建築物のその用途に使用される部分を利用して各種サービスの提供を受ける者(以下「利用者」という。)用の屋外への出口のうち、1以上の出口(風除室等の前後の部分を含む。)の幅は、90センチメートル以上としなければならない。
- 2 前項に規定する出口と道路との間の利用者用の通路部分に高低の差があるときは、その出口から道路 に通じる部分を次に定める構造にしなければならない。
 - (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。
 - (2) 勾配は、12分の1以下とすること。
 - (3) 高低の差が75センチメートルを超えるものについては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅 150センチメートル以上の踊場を設けること。
- 3 第1項に規定する出口が避難階以外の階に設けられているときは、前項に定める構造に代え、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第114号)第7条第2項及び第8条の規定に適合する昇降機を接続することができる。

(居室の出入口)

第11条 利用者用の居室の出入口において、その1以上の出入口の幅は、80センチメートル以上としなければならない。

(廊下の幅等)

- 第12条 利用者用の廊下は、次に定める構造にしなければならない。
 - (1) 幅は、1.2メートル以上とすること。ただし、床面積の合計が200平方メートル以内の室に通じる専用のものについては、90センチメートル以上とすることができる。
 - (2) 段を設けないこと。ただし、第10条第2項に定める構造の傾斜路を併設したときは、この限りでない。

(直通階段の構造)

第13条 避難階又は地上に通じる利用者用の直通階段は、回り段としてはならない。 第3節 学校

(教室等の設置の禁止)

第14条 特別支援学校の用途に使用される建築物には、その4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室を設けてはならない。

(教室等の出口)

第15条 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)、特別支援学校又は幼保連携型認定こども園の用途に使用される建築物の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が50平方メートルを超えるものは、廊下、広間の類い又は屋外に直接通じる出口を2以上設けなければならない。

(木造の校舎と隣地境界との距離)

第16条 学校の用途に使用される木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項に規定する特殊建築物を除く。以下同じ。)にあっては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長がその規模、構造又は周囲の状況により、避難上及び消火上支障がないと認めて許可したときは、この限りでない。

第4節 共同住宅、寄宿舎、下宿、児童福祉施設等及び長屋

(共同住宅等の設置の禁止)

- 第17条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積 の合計が100平方メートルを超えるものは、次の各号のいずれかに掲げる建築物で、これらの用途に使 用される部分の主要構造部が政令第112条第1項に規定する1時間準耐火基準(以下「1時間準耐火基準」 という。)に適合する準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)でないものの上階に 設けてはならない。
 - (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、マーケット若しくは公衆浴場の用途に使用される建築物又は法別表第2(と)項第4号に規定する建築物
 - (2) 公会堂、集会場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場又は倉庫 (不燃性の物品を貯蔵するものを除く。)の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分 の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの
 - (3) 物品販売業を営む店舗又は飲食店の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が200平方メートルを超えるもの

(寄宿舎等の廊下の幅)

- 第18条 寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に使用される木造建築物等の階で、その階における居室(寄宿舎又は児童福祉施設等にあっては寝室、下宿にあっては宿泊室をいう。以下この条及び次条において同じ。)の床面積の合計が100平方メートルを超えるものの共用の廊下の幅は、次に定める数値以上としなければならない。
 - (1) 両側に居室があるときは、1.6メートル
 - (2) 前号以外のときは、1.2メートル

(共同住宅等の階段)

- 第19条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される木造建築物等で、その2階における居室の床面積の合計が50平方メートルを超える場合においては、その階から避難階若しくは地上に通じる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。
- 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物のうち、主要構造部が不燃材料で造られている 建築物(特定主要構造部を耐火構造にした建築物、準耐火建築物又は法第27条第1項に規定する特殊建 築物を除く。)で、その2階における居室の床面積の合計が100平方メートルを超える場合においては、 その階から避難階若しくは地上に通じる2以上の直通階段又はこれに代わる施設を設けなければならない。
- 3 前2項の規定は、階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の避難階以外の階(階段の部分(その部分からのみ人が出入りすることのできる便所、公衆電話所その他これらに類するものを含む。)とその階段の部分以外の部分(直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分を除く。)とが間仕切壁若しくは戸(ふすま、障子その他これらに類するものを除く。)で政令第112条第19項第2号に規定する構造であるもので区画されている建築物又は同条第15項の規定により国土交通大臣が定める建築物の避難階以外の階に限る。)については、適用しない。

(共同住宅等の主要な出口)

第20条 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物の避難階においては、主要な出口(屋外階段又はこれに代わる施設からの出口を含む。以下この条及び第24条第1項において同じ。)から道路、公園、広場その他の空地に通じる次の表に掲げる有効な幅員以上の敷地内通路を設けなければならない。

共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される部分の床面積の 合計	敷地内通路の幅
100平方メートル以内のもの	1.5メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物は、90センチメートル)
100平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	2メートル(階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物は、90センチメートル)
300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	3メートル
500平方メートルを超えるもの	4メートル

- 2 前項の建築物が、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているときのその区画された部分(以下この項において「区画部分」という。)は、同項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。ただし、区画部分の主要な出口から道路に通じる敷地内通路のうち、それぞれの区画部分の共用の部分の幅については、共用に係る区画部分を一つの建築物とみなして、同項の規定を適用する。 (共同住宅等の居室)
- 第21条 共同住宅の各戸においては、その居室のうち1以上の床面積を7平方メートル以上としなければ ならない。
- 2 寄宿舎の寝室又は下宿の宿泊室の床面積は、7平方メートル以上としなければならない。ただし、1人 専用のものにあっては、その床面積を5平方メートル以上とすることができる。
- 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿の用途に使用される建築物には、居住又は就寝のための棚状部分(以下「棚状寝所」という。)を設けてはならない。ただし、1人専用に区画されているものについては、この限りでない。

(共同住宅等の区画)

第22条 共同住宅又は重ね建て長屋の用途に使用される建築物で、2階におけるその部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものは、2階の床を準耐火構造にし、又はその直下の天井(回り縁その他これらに類する部分を除く。)の仕上げを準不燃材料としなければならない。

(共同住宅の共同炊事場)

- 第23条 共同住宅の各戸に炊事場がないときは、共同炊事場を設けなければならない。
- 2 前項の共同炊事場の床面積は、6平方メートル以上とし、かつ、これを使用する住戸1につき0.8平方メートル以上としなければならない。

(長屋の出口)

- 第24条 長屋の各戸の主要な出口は、道路に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 主要な出口から道路、公園、広場その他の空地に通じる敷地内通路の幅が3メートル(2以下の住戸の専用の通路については、2メートル)以上であるとき。
 - (2) 周囲に公園、広場その他の空地があるとき。
- 2 階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の長屋に対する前項第1号の規定の適用については、 同号中「3メートル(2以下の住戸の専用の通路については、2メートル)」とあるのは、「90センチメートル」とする。

(長屋の構造等)

- 第25条 3階が長屋の用途に使用される建築物(階数が3で延べ面積が200平方メートル未満のもの(政令第 110条の5に定める技術的基準に従って警報設備を設けたものに限る。)を除く。)は、耐火建築物又は1 時間準耐火基準に適合する準耐火構造とした準耐火建築物で規則で定める基準に適合するものとし、4 階以上の階が長屋の用途に使用される建築物は耐火建築物としなければならない。ただし、重ね建て長屋の用途に使用される部分のない建築物にあっては、準耐火建築物又は防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イに規定する基準に適合する建築物とすることができる。
- 2 長屋の用途に使用される部分の床面積の合計が600平方メートル以上の建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物としなければならない。
- 3 長屋の各戸の界壁の長さは、4.5メートル以上としなければならない。ただし、その建築物の構造若しくは形状又は周囲の状況によりやむを得ないときは、その界壁の長さを2.7メートル以上とすることができる。
- 4 長屋の各戸は、直接外気に接する開口部を2面以上の外壁に設けなければならない。
- 5 建築物が政令第109条の8に規定する火熱遮断壁等(以下「火熱遮断壁等」という。)で区画されている 場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における第1項及び第2項の規定の適用につい ては、それぞれ別の建築物とみなす。

第5節 ホテル及び旅館

(ホテル及び旅館の構造)

第26条 法第22条第1項の規定により指定された市街地の区域又は準防火地域内にあるホテル又は旅館の 用途に使用される建築物で、2階におけるその用途に使用される部分の床面積の合計が600平方メート ル以上のものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造にした準耐火建築物としなけ ればならない。

- 2 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。
 - (ホテル及び旅館の廊下及び階段)
- 第27条 ホテル又は旅館の用途に使用される建築物の宿泊室の床面積の合計が100平方メートルを超える 階における客用の廊下の幅は、次に定める数値以上としなければならない。ただし、床面積の合計が 30平方メートル以下の室に通じる専用のものについては、この限りでない。
 - (1) 両側に居室があるときは、1.6メートル
 - (2) 前号以外のときは、1.2メートル
- 2 前項の階における客用の廊下から避難階又は地上に通じる客用の直通階段のうち、1以上の直通階段の幅は、1.2メートル(屋外に設けるものにあっては、90センチメートル)以上としなければならない。 (棚状寝所を有するホテル及び旅館の構造)
- 第28条 ホテル又は旅館の用途に使用される建築物で、棚状寝所を有する宿泊室の床面積の合計が150平 方メートルを超えるものは、1時間準耐火基準に適合する準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造であ る場合を含む。)にしなければならない。
- 2 ホテル又は旅館の用途に使用される木造建築物等は、床面積の合計が75平方メートルを超える棚状寝 所を有する宿泊室を2階に設けてはならない。
- 3 前2項の規定は、棚状寝所が1人専用に区画されているものについては、適用しない。
- 4 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における第1項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。

(棚状寝所の宿泊室)

- 第29条 ホテル又は旅館の棚状寝所を有する宿泊室は、次に定める構造にしなければならない。
 - (1) 居住又は就寝のための場所は、2層以下とすること。
 - (2) 宿泊室の床面積の10分の3以上の床面積を有する室内通路を設けること。
 - (3) 室内通路は、幅75センチメートル以上とし、室外への出口に通じさせること。
 - (4) 居住又は就寝のための場所は、室内通路に接し、その奥行きは3メートル以下とすること。 第6節 大規模店舗及びマーケット

(大規模店舗及びマーケットの敷地と道路との関係)

第30条 大規模店舗(物品販売業を含む店舗であって、その用途に使用される部分(展示場その他多人数の集まる居室を含む。)の床面積の合計が1,000平方メートルを超え、1,500平方メートル以内のもののうち、その部分の一部又は全部を3階以上の階に有するもの及びその用途に使用される部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるものをいう。以下この節において同じ。)又はマーケットの用途に使用される建築物の敷地は、その用途に使用される部分の床面積の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に、敷地の外周の長さの7分の1以上接しなければならない。

大規模店舗又はマーケットの用途に使用される部分の床面積の 合計	道路の幅員
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	6メートル以上
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	8メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	11メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、大規模店舗又はマーケットの用途に使用される建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2以上の道路に接し、かつ、その建築物の客用の出口が、それぞれの道路に面している場合におけるその道路の幅員については、次の表によることができる。

大規模店舗又はマーケットの用途に使用さ	道路の幅員	
れる部分の床面積の合計	一の道路	他の道路
1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上
2,000平方メートルを超え、3,000平方メートル以内のもの	6メートル以上	5.4メートル以上
3,000平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

3 前2項の規定は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で、市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

(大規模店舗の前面空地)

第31条 大規模店舗の客用の屋外への出口は、道路の境界線から2メートル(その用途に使用される部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるものについては、3メートル)以上後退して設けなければならない。

(大規模店舗の屋外への出口)

- 第32条 大規模店舗の避難階においては、避難階段又は特別避難階段から屋外へ直接通じる出口を設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
 - (1) 階段から屋外への出口のうち、1以上の出口に至る歩行距離が20メートル以下であって、避難階にスプリンクラー設備、水噴霧消火設備その他これらに類するもので自動式のもの及び政令第126条の3の規定に適合する排煙設備を設けたとき。
 - (2) 階段から屋外への出口のうち、1以上の出口に至る通路部分を準耐火構造の壁又は法第2条第9号の2口に規定する防火設備(政令第112条第19項の規定に適合するこれらの防火設備に限る。以下同じ。)で区画したとき。

(大規模店舗の屋上広場)

第33条 大規模店舗に設ける避難の用に使用させることができる屋上広場には、避難上障害になる建築 設備、工作物その他これらに類するものを設けてはならない。

(マーケットの出口及び通路)

- 第34条 マーケットの用途に使用される建築物で両側に構えのある屋内通路は、その幅を2.5メートル以上とし、2以上の出口に通じさせなければならない。
- 2 前項の出口からは、道路又は公園、広場その他の空地に通じる幅1.5メートル以上の敷地内通路を設けなければならない。

(マーケットの売場に附属する住宅)

- 第35条 マーケットの用途に使用される木造建築物等に住戸を設けるときは、次に定めるところによらなければならない。
 - (1) 各戸は、屋外に直接面すること。
 - (2) 2階に設ける各戸は、背合わせとしないこと。
 - (3) 各戸専用の屋外に通じる出口(屋外階段を含む。次号において同じ。)を設けること。
 - (4) 前号の出口から、道路又は公園、広場その他の空地に通じる幅1.5メートル以上の敷地内通路を設けること。
- 2 マーケットの用途に使用される建築物に住戸を設けるときは、その住戸の部分を共同住宅の用途に使用される建築物とみなして、第17条、第21条第1項及び第3項、第22条並びに第23条の規定を準用する

第7節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場

(劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場の敷地と道路との関係)

第36条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下この節において「興行場等」という。)の用途に使用される建築物の敷地は、客席の床面積(集会場にあっては、その客席の床面積の2分の1に相当する床面積をいう。以下この節において同じ。)の合計の区分に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に、敷地の外周の長さの7分の1以上接しなければならない。

客席の床面積の合計	道路の幅員
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	5.4メートル以上
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	8メートル以上
600平方メートルを超えるもの	11メートル以上

2 前項の規定にかかわらず、興行場等の用途に使用される建築物の敷地の外周の長さの3分の1以上が2 以上の道路に接し、かつ、その建築物の客用の出口が、それぞれの道路に面している場合におけるそ の道路の幅員については、次の表によることができる。

客席の床面積の合計	道路の幅員	
	一の道路	他の道路

200平方メートルを超え、300平方メートル 以内のもの	5.4メートル以上	4メートル以上
300平方メートルを超え、600平方メートル 以内のもの	6メートル以上	4メートル以上
600平方メートルを超えるもの	8メートル以上	6メートル以上

3 前2項の規定は、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の建築物で、市長が安全上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

(興行場等の前面空地及び側面空地)

第37条 興行場等の客用の屋外への主要な出口と道路の境界線との間には、次の表に掲げる間口(空地の幅をいう。以下同じ。)及び奥行き(道路の境界線からの距離をいう。)を有する前面空地を設けなければならない。

客席の床面積の合計	出口が道路に面	可している場合	出口が	道路に面していない場合
	間口	奥行き	間口	奥行き
200平方メートルを 超え、300平方メー トル以内のもの	規定する客用の屋外への出	2メートル以上	5メートル以上	道路から最も離れた客用の屋外 への主要な出口の端までの長さ 以上
300平方メートルを 超え、600平方メー トル以内のもの	口の幅の合計以上	3メートル以上	6メートル以 上	
600平方メートルを 超えるもの		4メートル以 上	8メートル以 上	

- 2 興行場等の用途に使用される建築物の特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造のときは、前項の前面空地に相当する部分に次に定める構造の歩廊を設け、又はその部分を第1号及び第3号に定める構造の寄付き(これに類するものを含む。)とすることができる。
 - (1) 内のりの高さは、3メートル以上とすること。
 - (2) 特定主要構造部は、耐火構造にし、又は不燃材料で造ること。
 - (3) 避難上支障がある位置に柱、壁その他これらに類するものを設けないこと。
- 3 興行場等の客用の出口で、道路に面して設けるものは、道路の境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。
- 4 興行場等の用途に使用される木造建築物等の外壁は、その長さの5分の3以上が幅1.5メートル以上の空地に面していなければならない。

(興行場等の屋外への出口)

- 第38条 興行場等の客用の屋外への出口の幅は1.2メートル以上とし、その幅の合計は、その出口を使用して避難する客席の床面積の合計10平方メートルにつき、特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造の建築物にあっては17センチメートル以上とし、その他のものにあっては20センチメートル以上としなければならない。
- 2 前条第1項に定める前面空地に面する客用の屋外への主要な出口の幅の合計は、前項に定める幅の合計の3分の1以上としなければならない。

(興行場等の階段)

- 第39条 興行場等の客用の階段には、回り段を設けてはならない。
- 2 前項の階段の幅の合計は、前条第1項の規定を準用する。

(興行場等の敷地内通路)

- 第40条 興行場等の客用の屋外への出口が道路、公園、広場又は第37条第1項に規定する前面空地に直接面しないときは、その出口からこれらに通じる敷地内通路を設けなければならない。
- 2 前項の敷地内通路の幅は、客席の床面積の合計が300平方メートル以内のときは1.5メートル以上とし、300平方メートルを超えるときは1.5メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに15センチメートルを加えた幅以上としなければならない。ただし、局部的な敷地内通路で避難上支障がないものについては、この限りでない。
- 3 第1項の敷地内通路には、3段以下の段を設けてはならない。
- 4 特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造の興行場等にあっては、第1項の敷地内通路に相当する部分に第37条第2項各号に定める構造の歩廊を設けることができる。

(興行場等の廊下及び広間の類い)

- 第41条 興行場等の用途に使用される建築物の各階には、客席の両側及び後方に廊下又は広間の類いを設けなければならない。ただし、客席からずい道を設け、廊下若しくは広間の類いに通じている場合で、避難上支障がないと認められるとき、又は客席が避難階にあり、かつ、客席の側面に設ける出口が直接道路、公園、幅3メートル以上の敷地内通路その他避難上安全な場所に面しているときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、その階における客席の床面積の合計が150平方メートル(特定主要構造部又は屋根を除く特定主要構造部が耐火構造のものにあっては、300平方メートル)以内のときは、同項に規定する客席の両側に設ける廊下又は広間の類いは、片側とすることができる。
- 3 第1項の廊下又は広間の類いは、客席と混用されないように、壁で客席と区画しなければならない。
- 4 興行場等の客用の廊下、広間の類い及びこれらに通じる出口の戸は、次に定める構造にしなければな らない。
 - (1) 廊下を使用する客席の床面積の合計が200平方メートル以内のときは、その廊下の幅を1.2メートル以上とすること。
 - (2) 廊下を使用する客席の床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のときは、その廊下の幅を1.3メートル以上とすること。
 - (3) 廊下を使用する客席の床面積の合計が300平方メートルを超えるときは、その廊下の幅を1.3メートルに300平方メートルを超える客席の床面積60平方メートル又はその端数を増すごとに10センチメートルを加えた数値以上とすること。
 - (4) 廊下及び広間の類いには、3段以下の段を設けないこと。
 - (5) 客席から廊下又は広間の類いに通じる出口の戸は、開閉する際にその廊下又は広間の類いの幅の 2分の1以上を有効に確保できるものとすること。

(興行場等の客席の構造)

- 第42条 興行場等の客席は、次に定める構造にしなければならない。
 - (1) 椅子席の場合には、椅子を床に定着し、1席の占有幅は42センチメートル以上とし、前席椅子の最後部と後席椅子の最前部との間で通行に使用できる部分の間隔(前席がない場合にあっては、その椅子の前の通行に使用できる部分の間隔をいう。以下「前後間隔」という。)は35センチメートル以上とし、及び各椅子の背の間隔は80センチメートル以上とすること。
 - (2) 待見席又は立見席の場合には、椅子席の後方に設けることとし、縦通路(次条第3項第1号ただし書の規定によりその最前部及び最後部が横通路又は客席の出口に直通していない縦通路を除く。)に面すること。
 - (3) 待見席又は立見席の奥行きは、2.4メートル以下とし、待見席又は立見席と椅子席又は升席との間に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。
 - (4) 主階より上の階の客席の前面には、堅固な手すり壁の類いを設けること。
 - (5) 客席の段床(段の高さが50センチメートル以上の段床に限る。)には、客席の前面に高さ75センチメートル以上の手すりを設けること。

(興行場等の客席内の通路等の構造)

- 第43条 興行場等の客席が椅子席の場合の通路は、次に定める構造にしなければならない。
 - (1) 客席の横列8席以下ごとに両側に縦通路を設けること。ただし、客席の横列4席以下の場合には、 両側に設ける縦通路を片側のみとすることができる。
 - (2) 前後間隔が35センチメートルを超える場合の前号の規定の適用については、同号中「横列8席」とあるのは「20席以下の範囲内においては、前後間隔1センチメートルを増すごとに横列8席に1席を加えた席数」と、「横列4席」とあるのは「10席以下の範囲内において、前後間隔につき2センチメートル増すごとに横列4席に1席を加えた席数」とする。
 - (3) 縦通路の幅は、その縦通路に想定される通過人員に0.6センチメートルを乗じて得た数値(客席が両側にある縦通路については、その数値が80センチメートルに満たないときは80センチメートルとし、客席が片側のみにある縦通路については、その数値が60センチメートルに満たないときは60センチメートルとする。)以上とすること。
 - (4) 縦列20席を超えるごとに横通路を設け、その幅は、その横通路に想定される通過人員に0.6センチメートルを乗じて得た数値(その数値が1メートルに満たないときは1メートルとする。)以上とすること。

- (5) 前2号に定めるもののほか、客席の床面積が1,000平方メートル以内のときは、縦通路の幅をその 縦通路に面する客席の横列の椅子席の数(その客席の両側に縦通路があるときは、その客席の横列の 椅子席の数に2分の1を乗じて得た数値とする。)ごとに6センチメートルを乗じて得た数値の合計(客 席が両側にある縦通路については、その合計が80センチメートルに満たないときは80センチメート ルとし、客席が片側のみにある縦通路については、その合計が60センチメートルに満たないときは 60センチメートルとする。)以上とし、かつ、横通路の幅を1.2メートル以上とすることができる。
- 2 興行場等の客席が升席の場合の升席及び通路は、次に定める構造にしなければならない。
 - (1) 升席の幅及び奥行きは、1.5メートル以下とすること。
 - (2) 縦通路又は横通路は、升席に面することとし、その幅は40センチメートル以上とすること。
- 3 興行場等の客席内の通路(前項の通路を除く。)は、次に定める構造にしなければならない。
 - (1) 縦通路の最前部及び最後部を横通路又は客席の出口に直通させること。ただし、縦通路の最前部又は最後部について、横通路又は客席の出口までの長さが10メートル以下のときは、この限りでない。
 - (2) 横通路の両端(第41条第2項の規定により客席の片側に廊下又は広間の類いを設ける場合は、その廊下又は広間の類いを設ける側の端をいう。以下この号において同じ。)は、客席の出口に直通させること。ただし、最前部の横通路の両端から客席の出口までの長さが10メートル以下の通路があるときは、この限りでない。
- 4 前項の通路には、段を設けてはならない。ただし、段床を縦断する通路及び客席の構造上段を設けることがやむを得ない通路(避難上支障がない部分に限る。)については、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により段を設けるときは、蹴上げは18センチメートル以下とし、踏面は26センチメートル以上としなければならない。
- 6 第4項ただし書に規定する通路で、高低の差が3メートルを超えるもの(階段の勾配が5分の1以下である通路を除く。)については、高さ3メートル以内ごとにこれに通じる横通路又は幅1メートル以上のずい道を設け、これを廊下、広間の類い又は階段に通じさせなければならない。
- 7 第3項の通路の勾配は、10分の1(滑り止めを設けたときは、8分の1)を超えてはならない。 (興行場等の客席の出口)
- 第44条 興行場等の客席から廊下又は広間の類いに通じる出口には、段を設けてはならない。
- 2 前項の出口の幅は、その出口に通じる客席内の通路の幅(その幅が1メートルに満たないときは、1メートルとする。)以上とし、同項の出口の幅の合計については、第38条第1項の規定を準用する。
- 3 第1項の出口を2以上設けるときは、互いに近接した位置に設けてはならない。
- 4 興行場等の客席で椅子席が床に定着していない場合の第1項の出口の数は、区画された客席の床面積 の区分に応じて、次の表に掲げる数以上としなければならない。

区画された客席の床面積	出口の数
30平方メートル以内のもの	1
30平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの	2
200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	3
300平方メートルを超え、600平方メートル以内のもの	4
600平方メートルを超えるもの	5

(興行場等の舞台等の構造)

- 第45条 興行場等の舞台と舞台部の各室との隔壁は、準不燃材料で造らなければならない。
- 2 興行場等の舞台の上部及び下部には、楽屋、控室、道具部屋その他これらに類するものを設けてはならない。ただし、舞台の下部を防火上安全な構造にしたときは、その部分については、この限りでない。
 - (主階が避難階以外の階にある興行場等)
- 第46条 建築物の避難階以外の階に主階を設ける興行場等にあっては、第37条及び第38条第2項の規定 は、適用しない。
- 2 避難階以外の階に主階がある興行場等の用途に使用される建築物は、次に定める構造にしなければならない。
 - (1) 建築物の2階から4階までの階又は地階に興行場等の主階を設けるときは、直通階段の1以上を避難階段又は特別避難階段とすること。

- (2) 建築物の地階に主階を設けるときは、客席の床面積の合計は200平方メートル以内とし、かつ、客席の床面は地盤面下6メートル以内とすること。
- (3) 建築物の5階以上の階に主階を設けるときは、避難のために使用することができる屋上広場を設けること。この場合において、主階のある階及び屋上広場に通じる2以上の直通階段を設け、これを避難階段又は特別避難階段とすること。
- 3 前項第3号の屋上広場については、第33条の規定を準用する。
- 4 避難階以外の階に主階がある公会堂又は集会場の用途に使用される建築物(階数が3以下で延べ面積が 200平方メートル未満のものを除く。)は、耐火建築物としなければならない。
- 5 建築物が火熱遮断壁等で区画されている場合であって、その火熱遮断壁等により分離された部分における前項の規定の適用については、それぞれ別の建築物とみなす。 (興行場等の制限の緩和)

第47条 この節の規定は、興行場等の用途に使用される建築物で、市長がその用途又は規模により、安全上、防火上及び避難上支障がないと認めて許可したものについては、適用しない。

第8節 公衆浴場

(建築物の一部に設ける公衆浴場)

第48条 公衆浴場の浴室の部分の直上に階があるときは浴室の直上の部分の床から下の部分を、浴室の直下に階があるときは浴室の床から直下の部分の主要構造部を鉄筋コンクリート造、れんが造、石造その他これらに類する構造にしなければならない。

(火たき場等の構造)

- 第49条 公衆浴場の火たき場は、次に定める構造にしなければならない。
 - (1) 周壁、天井(天井のない場合には、屋根をいう。)及び床を耐火構造(天井にあっては、政令第107条第1号又は第2号の規定のうち、床に関する規定に該当する構造をいう。)にすること。
 - (2) 開口部には特定防火設備を設けること。
 - (3) 天井の高さは、2.1メートル以上とすること。
- 2 公衆浴場の燃料倉庫又は灰捨場は、周壁を不燃材料で造らなければならない。

第9節 自動車車庫及び自動車修理工場

(自動車用の出口)

第50条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物(これらの用途に使用される部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。以下この節において同じ。)の敷地は、その用途に使用される部分の床面積の合計に応じて、次の表に掲げる幅員の道路に自動車用の出口を設けなければならない。

自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される部分の床面積の合計	道路の幅員
50平方メートルを超え、150平方メートル以内のもの	4メートル以上
150平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの	5メートル以上
300平方メートルを超えるもの	6メートル以上

- 2 自動車用の出口は、次の各号のいずれかに該当する場所に設けてはならない。
 - (1) 幅員が6メートル以上の道路(自動車車庫にあっては、次項第2号の規定により設けられた空地を 道路の部分とみなす。)の交差点又は曲がり角(その内角が120度を超えるものを除く。)から5メート ル以内の道路
 - (2) 踏切から10メートル以内の道路
 - (3) 縦断勾配が100分の12を超える急坂
- 3 自動車車庫(自動車修理工場の車庫を除く。以下この項において同じ。)の用途に使用される建築物の 敷地が次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は、適用しない。
 - (1) 自動車車庫の用途に使用される部分の床面積の合計が300平方メートル以内の場合で、その敷地の自動車用の出口が第1項の床面積の規模に応じた幅以上の間口及び奥行き(その道路が法第42条第2項の規定により指定された道路であるときは、道路の反対側の境界線からの水平距離をいう。)を公共のために使用される空地として道路状に築造したとき。
 - (2) 自動車車庫の用途に使用される部分の床面積の合計が300平方メートルを超える場合で、その敷地の自動車用の出口が幅員5メートル以上の道路に面し、かつ、その道路に接した部分について、6

メートル以上の間口及び奥行きを公共のために使用される空地として道路状に築造したとき。

- 4 建築物に附属する自動車車庫が2以上ある場合で、その敷地が2以上の道路に接し、かつ、それぞれの 自動車用の出口がそれぞれの道路に面するときにおけるその自動車車庫に係る第1項又は第3項の規定 の適用については、第1項又は第3項の規定中「自動車車庫」とあるのは「2以上の自動車車庫」と、 「合計」とあるのは「それぞれの自動車車庫ごとの合計」と、「自動車用の出口」とあるのは、「自 動車車庫ごとの自動車用の出口」とする。
- 5 自動車車庫及び自動車修理工場の用途に使用される建築物の自動車用の出口は、道路及び第3項の空地を道路状に築造した境界線から1メートル以上後退して設けなければならない。
- 6 市長が自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物の規模及び周囲の状況により通行上 及び安全上支障がないと認めて許可したとき、又は消防用自動車の車庫の用途に使用されるときは、 前5項の規定は、適用しない。

(1階に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

第51条 1階に設ける自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物で、その用途に使用される部分の床面積の合計が100平方メートル以上150平方メートル未満のものは、主要構造部を準耐火構造(特定主要構造部が耐火構造である場合を含む。)にし、又は主要構造部である柱及びはりを不燃材料で、その他の主要構造部を準不燃材料で造らなければならない。

(建築物の一部に設ける自動車車庫及び自動車修理工場の構造)

- 第52条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物で、自動車を収容する部分が1階以外の階にあるもの、その部分の上に2以上の階のあるもの又はその部分のある階の直上階の床面積が100平方メートル以上のものは、耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造にした準耐火建築物としなければならない。
- 2 自動車車庫又は自動車修理工場の自動車を収容する部分が1階にあり、その部分の床面積の合計が100 平方メートル未満で、かつ、その部分の主要構造部(直上階の床を含む。)を1時間準耐火基準に適合す る準耐火構造にし、その他の部分と1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の壁、床又は特定防火設備 で区画した自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される建築物には、前項の規定は、適用しな い。

(自動車車庫及び自動車修理工場に設ける設備等)

- 第53条 自動車車庫又は自動車修理工場には、次に定める設備又は施設を設けなければならない。
 - (1) 床が地盤面下にあるときは、外気に通じる適当な換気設備を設けること。
 - (2) 床及び床に設ける溝は、耐水材料で造り、排水設備を設けること。
 - (3) 避難階以外の階にあるときは、自動車用通路のほか、避難階若しくは地上に通じる直通階段又はこれに代わる施設を設けること。

(他の用途に使用される部分との区画)

- 第54条 自動車車庫又は自動車修理工場の用途に使用される部分と他の用途に使用される部分とは、次に定めるところにより区画しなければならない。
 - (1) 第52条第1項の規定により耐火建築物又は1時間準耐火基準に適合する準耐火構造にした準耐火建築物としなければならないものにあっては界壁を1時間準耐火基準に適合する準耐火構造にし、その開口部には特定防火設備を設け、その他のものにあっては界壁を準耐火構造にし、その開口部には法第2条第9号の2口に規定する防火設備を設けること。
 - (2) 床及び天井には、特殊な用途に使用されるものでやむを得ないもののほか、開口部を設けないこと。
 - (3) その用途に使用される部分以外のために設ける避難用の出口は、自動車車庫又は自動車修理工場の内部に設けないこと。

第5章 昇降機

(エレベーターの機械室)

- 第55条 エレベーターの機械室は、次に定める構造にしなければならない。
 - (1) 照明設備を設けること。
 - (2) 非常用エレベーターの機械室とその他のエレベーターの機械室とを耐火構造の壁で区画すること。

(エレベーターのピット)

第56条 エレベーターのピットには、照明設備及びタラップを設けなければならない。

(小荷物専用昇降機の機械室)

第57条 小荷物専用昇降機の機械室には、専用の点検口及び照明設備を設けなければならない。 第6章 手数料

(建築物に関する確認申請等手数料)

- 第58条 法第6条第1項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による確認の申請又は法第 18条第2項(法第87条第1項において準用する場合を含む。)の規定による計画の通知をしようとする者 は、その申請又は通知1件について、別表第1第1項に定める手数料を納付しなければならない。
- 2 前項の申請又は通知に昇降機の設置の申請又は通知を併せて行うときは、その昇降機1台について、 同項の規定による手数料に加え、別表第1第2項に定める手数料を納付しなければならない。 (建築設備及び工作物に関する確認申請等手数料)
- 第59条 法第87条の4の規定により準用する、法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条第2項 の規定による計画の通知をしようとする者は、昇降機1台について、別表第1第2項に定める手数料を納付しなければならない。
- 2 法第88条第1項及び第2項の規定により準用する、法第6条第1項の規定による確認の申請又は法第18条 第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、工作物1件について、別表第1第3項に定める手数 料を納付しなければならない。

(建築物に関する完了検査申請等手数料)

第60条 法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第16項の規定による完了の通知をしようとする者は、その申請又は通知1件について、別表第2第1項に定める手数料を納付しなければならない。

(建築設備及び工作物に関する完了検査申請等手数料)

- 第61条 法第87条の4の規定により準用する、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第18条第 16項の規定による完了の通知をしようとする者は、昇降機1台について、別表第2第2項に定める手数料 を納付しなければならない。
- 2 法第88条第1項及び第2項の規定により準用する、法第7条第1項の規定による完了検査の申請又は法第 18条第16項の規定による完了の通知をしようとする者は、工作物1件について、別表第2第3項に定める 手数料を納付しなければならない。
 - (中間検査合格証の交付を受けた建築物及び建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料)
- 第62条 法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を 受けた建築物に関する完了検査申請等手数料については、第60条の規定にかかわらず、別表第3第1項 に定める額とする。
- 2 法第7条の3第5項、法第7条の4第3項又は法第18条第21項の規定による中間検査合格証の交付を受けた 建築物の部分に含まれる昇降機の完了検査申請等手数料は、前条第1項の規定にかかわらず、別表第3 第2項に定める額とする。

(建築物に関する中間検査申請等手数料)

第63条 法第7条の3第1項の規定による中間検査の申請又は法第18条第19項の規定による終了の通知をしようとする者は、中間検査の申請又は通知1件について、別表第4に定める手数料を納付しなければならない。

(法及びこの条例の規定による許可等の申請手数料)

第64条 法及びこの条例の規定による許可等の申請をしようとする者は、その許可等の申請1件について、別表第5に定める手数料を納付しなければならない。

(確認申請等手数料等を徴収しない場合及びその減免)

- 第65条 市長は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第17条 第4項の規定により確認の申請書の提出があったときは、第58条及び第59条に定める確認申請等手数料を徴収しない。
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前7条に定める手数料を免除し、又は減額する。
 - (1) 市長が特に認める災害に係る被災者が自ら居住するために建築する住宅について、その災害が発生した日から2年を経過する日までに法の規定による確認、検査、許可等の申請(以下この条において「確認等の申請」という。)があったときにおけるそれぞれの手数料は、免除する。
 - (2) 都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく施設建築物の建築に係る確認等の申請があったときにおけるそれぞれの手数料は、2分の1の額に減額する。

(3) 市長が公益上必要があると認めるときは、確認等の申請があったときにおけるそれぞれの手数料を5分の1以上の額で、市長がその都度定める額に減額する。

(手数料の不還付)

- 第66条 既納の手数料は、その手数料に係る事務の変更又は取消しにかかわらず、還付しない。 第7章 雑則
 - (一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する制限の緩和)
- 第67条 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定により認定した建築物及び法第86条 第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により許可した建築物については、第6条、第8条、第20条、第24条、第30条、第36条及び第50条の規定は、適用しない。
- 2 法第86条の4第1項に規定する建築物について、第25条第1項若しくは第2項、第26条、第46条第4項又は第52条第1項の規定を適用する場合において、法第2条第9号の2イに該当する建築物は耐火建築物と、同条第9号の3イ又はロのいずれかに該当する建築物は準耐火建築物とみなす。 (仮設建築物に対する制限の緩和)
- 第68条 法第85条第6項又は第7項に規定する仮設建築物については、第5条から第8条まで、第21条から 第23条まで、第30条、第4章第7節、第50条から第54条まで及び第5章の規定は、適用しない。 (既存建築物に対する制限の緩和)
- 第69条 法第3条第2項の規定により、第6条、第8条、第18条、第20条、第22条、第26条、第27条、第30条から第32条まで、第36条から第44条まで、第48条、第51条又は第52条の規定の適用を受けない建築物に係るその主たる用途に使用される部分以外の部分で、その床面積の合計が50平方メートル以内の増築又は改築については、これらの規定は、適用しない。
- 2 法第3条第2項の規定により、第6条、第8条、第16条、第17条、第20条、第24条、第26条、第30条から 第32条まで、第34条から第37条まで、第46条又は第50条から第52条までの規定の適用を受けない建築 物に係る増築又は改築について、市長が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度 が低くなると認め、又は特別の事情によりやむを得ないと認めて許可したときは、これらの規定は、 適用しない。
- 3 法第3条第2項の規定により、第6条、第8条、第16条から第18条まで、第20条、第24条、第26条、第27条、第30条から第32条まで、第34条から第44条まで、第46条、第48条、第51条又は第52条までの規定の適用を受けない建築物に係る大規模な修繕又は大規模な模様替えについては、これらの規定は、適用しない。
- 4 法第3条第2項の規定により、第10条から第13条まで又は第15条の規定を受けない建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分に係る増築、改築、大規模な修繕若しくは大規模な模様替えについては、その増築、改築、大規模な修繕又は大規模な模様替えをする部分以外の部分に対して、これらの規定は、適用しない。
- 5 法第3条第2項の規定により、第6条の3又は第6条の4の規定の適用を受けない建築物に関する居室以外 の室の増築又は大規模な修繕若しくは模様替えについては、これらの規定は、適用しない。
- 6 現に存在している建築物又は建築中の建築物の用途を変更する場合は、用途を変更する部分及びその 部分から道路に至る経路について、第10条から第13条まで及び第15条の規定を適用する。 (道に関する基準)
- 第69条の2 政令第144条の4第2項の規定により定める基準は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が、道路構造上及び交通上、接続する道等の支障となるような構造でなく、かつ、周囲の状況によりやむを得ないと認める場合は、この限りでない。
 - (1) 道が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する場合で、片側のみに隅切りを設けるときは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする斜辺が3メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含む隅切りを設けなければならない。ただし、角地の隅角が60度以下のときは、角地の隅角をはさむ辺を二等辺とする底辺が3メートル以上の二等辺三角形の部分を道に含む隅切りとしなければならない。
 - (2) 道は、アスファルト簡易舗装と同等以上の強度を有する構造とし、縦断勾配が9パーセントを超えるときは、滑り止めの処置を採らなければならない。
 - (3) 道が計画敷地又は道路以外の敷地と接する部分には、側溝、縁石等で標示しなければならない。
 - (4) 道が計画敷地より高いときは、ガードレール、車止め等の安全施設を設けなければならない。
 - (5) 道及び計画敷地の排水施設の末端は、公共下水道、都市下水路その他の排水施設に、排水上有効に連結しなければならない。
- 2 前項に定める基準の適用区域は、秦野市全域とする。

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)

第70条 政令第129条第2項に定める階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証 法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物の部分については、第18条(児童福 祉施設等を除く。)、第27条第1項、第34条第1項(通路の幅に限る。)、第41条第4項第1号から第3号ま で及び第44条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)

- 第71条 政令第129条の2第3項に定める全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けた建築物については、第18条(児童福祉施設等を除く。)、第26条、第27条第1項、第32条、第34条第1項(通路の幅に限る。)、第38条、第39条第2項、第41条、第44条第2項から第4項まで、第46条第2項及び第54条の規定は、適用しない。(耐火性能検証を行う建築物に対する基準の適用)
- 第72条 特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第17条、第19条第2項、第20条第2項、第22条、第28条第1項、第32条第2号、第37条第2項、第38条第1項、第40条第4項、第41条第2項、第49条第1項第1号、第51条、第52条第2項、第54条第1号、第55条第2号及び第67条第2項の規定の適用については、その建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。
- 2 特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物(その建築物の特定主要構造部である 床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確か められたものに限る。)及び特定主要構造部が同項第2号に該当する建築物(その建築物の特定主要構造 部である床又は壁(外壁を除く。)の開口部に設けられた防火設備の性能について、国土交通大臣の認 定を受けたものであるものに限る。)に対する第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第2項及び第54 条第1号の規定の適用については、その建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造に し、これらの防火設備の構造は、特定防火設備とみなし、第32条第2号、第49条第1項第2号、第52条第 2項及び第54条第1号以外の前項に掲げる規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構 造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

(秦野市建築審査会の同意)

第73条 市長は、第47条の規定による許可をするときは、あらかじめ法第78条第1項の規定により設置する秦野市建築審査会の同意を得なければならない。

(委任)

第74条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第8章 罰則

(罰則)

- 第75条 第4条、第5条第1項若しくは第3項、第6条、第6条の4、第8条、第10条から第27条まで、第28条 第1項若しくは第2項、第29条、第30条第1項、第31条、第32条、第34条、第35条、第36条第1項、第37 条第1項、第3項若しくは第4項、第38条、第39条、第40条第1項から第3項まで、第41条第1項、第3項若 しくは第4項、第42条から第45条まで、第46条第2項若しくは第4項、第48条、第49条、第50条第1項、 第2項若しくは第5項、第51条、第52条第1項、第53条又は第54条の規定に違反した建築物、工作物又は 建築設備の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場 合においては、その建築物、工作物又は建築設備の工事施工者)は、50万円以下の罰金に処する。
- 2 前項に規定する違反行為があった場合において、その違反行為が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対しても同項に規定する罰金刑を科する。
- 3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2項に規定する違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても第1項に規定する罰金刑を科する。

(過料)

第76条 詐欺その他不正の行為により手数料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍 に相当する金額(その5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円とする。)以下の過料 に処する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(確認の申請等に関する経過措置)

2 この条例の施行日前に法第6条第1項又は法第18条第2項の規定により建築主事又は指定確認検査機関 に提出されている確認の申請又は通知に係る審査については、神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川 県条例第28号)の規定を適用する。

(神奈川県建築基準条例に基づく許可に関する経過措置)

3 この条例の施行日前に神奈川県建築基準条例の規定により行われた許可は、この条例の相当規定により行われた許可とみなす。

(秦野市手数料条例の一部改正)

- 4 秦野市手数料条例(平成12年秦野市条例第4号)の一部を次のように改正する。 別表第1第3項を次のように改める。
 - 3 削除

(秦野市建築審査会条例の一部改正)

5 秦野市建築審査会条例(昭和59年秦野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「神奈川県建築基準条例(昭和35年神奈川県条例第28号)」を「秦野市建築基準条例(平成12年秦野市条例第26号)」に改める。

(秦野市火災予防条例の一部改正)

6 秦野市火災予防条例(昭和48年秦野市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第38条を次のように改める。

(劇場等の客席)

第38条 劇場等の関係者は、その劇場等の客席、避難通路等の配置、構造等を常に秦野市建築基準条例(平成12年秦野市条例第26号)の規定により維持しなければならない。

第45条中「その他の防火対象物」の次に「又はその他の場所」を加え、「又はディスコ等のために」を「、ディスコ等その他の催物の開催のために」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、消防長が客席等の位置、入場人員、使用形態、避難口その他の避難施設の配置等により 入場者の避難上支障がないと認める場合においては、この限りでない。

別表第1(第58条、第59条関係)

- 1 建築物に関する確認申請等手数料
 - (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 15,000円
 - (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 28,000円
 - (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 43,000円
 - (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 48,000円
 - (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 55,000円
 - (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 66,000円
 - (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 93,000円
 - (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 160,000円
 - (9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 280,000円
 - (10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 370,000円
 - (11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 460,000円
 - (12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 900,000円
- 2 建築設備に関する確認申請等手数料
 - (1) 建築設備を設置する場合(次号に掲げる場合を除く。) 17,000円(小荷物専用昇降機については、8,000円)
 - (2) 確認を受けた建築設備の計画を変更して建築設備を設置する場合 10,000円(小荷物専用昇降機については、5,000円)
- 3 工作物を築造する場合
 - (1) 工作物を築造する場合(次号に掲げる場合を除く。) 15,000円
- (2) 確認を受けた工作物の計画を変更して工作物を築造する場合 9,000円

別表第2(第60条、第61条関係)

- 1 建築物に関する完了検査申請等手数料
 - (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 24,000円
 - (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 30,000円
 - (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 39,000円

- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 44,000円
- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 53,000円
- (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 58,000円
- (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 78,000円
- (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 120,000円
- (9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 190,000円
- (10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 240,000円
- (11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 300,000円
- (12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 610,000円
- 2 建築設備に関する完了検査申請等手数料
 - (1) 昇降機 21,000円
 - (2) 小荷物専用昇降機 13,000円
- 3 工作物に関する完了検査申請等手数料 15,000円

別表第3(第62条関係)

- 1 中間検査合格証の交付を受けた建築物に関する完了検査申請等手数料
 - (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 23,000円
 - (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 29,000円
 - (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 38,000円
 - (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 42,000円
 - (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 49,000円
 - (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 55,000円
 - (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 75,000円
 - (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 110,000円
 - (9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 180,000円
 - (10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 230,000円
 - (11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 290,000円
 - (12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 600,000円
- 2 中間検査合格証の交付を受けた建築物に含まれる建築設備に関する完了検査申請等手数料
 - (1) 昇降機 20,000円
 - (2) 小荷物専用昇降機 13,000円

別表第4(第63条関係)

建築物に関する中間検査申請等手数料

- (1) 床面積の合計が30平方メートル以内のもの 24,000円
- (2) 床面積の合計が30平方メートルを超え、100平方メートル以内のもの 28,000円
- (3) 床面積の合計が100平方メートルを超え、200平方メートル以内のもの 37,000円
- (4) 床面積の合計が200平方メートルを超え、300平方メートル以内のもの 42,000円
- (5) 床面積の合計が300平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの 50,000円
- (6) 床面積の合計が500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 52,000円
- (7) 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以内のもの 70,000円
- (8) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 100,000円
- (9) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以内のもの 160,000円
- (10) 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、30,000平方メートル以内のもの 210,000円
- (11) 床面積の合計が30,000平方メートルを超え、50,000平方メートル以内のもの 260,000円
- (12) 床面積の合計が50,000平方メートルを超えるもの 530,000円

別表第5(第64条関係)

建築許可等申請手数料

- (1) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料 120,000円
- (2) 道路の位置の指定申請手数料 50,000円
- (3) 道路の位置の変更指定申請手数料 25,000円
- (4) 建築物の敷地と道路との関係の建築認定手数料 27,000円
- (5) 建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料 33,000円
- (6) 公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料 33,000円

- (7) 道路内における建築認定申請手数料 27,000円
- (8) 公共用歩廊等の道路内における建築許可申請手数料 160,000円
- (9) 壁面線外における建築許可申請手数料 160,000円
- (10) 用途地域における建築等許可申請手数料 180,000円
- (11) 特殊建築物等敷地許可申請手数料 160,000円
- (12) 建築物の容積率に関する特例認定申請手数料 27,000円
- (13) 建築物の容積率に関する特例許可申請手数料 160,000円
- (14) 壁面線の指定等がある場合の建ペい率の特例許可申請手数料 33,000円
- (15) 建築物の建ペい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料 33,000円
- (16) 建築物の敷地面積の許可申請手数料(高層住居誘導地区において準用する場合を含む。) 160,000円
- (17) 建築物の高さの特例認定申請手数料 27,000円
- (18) 建築物の高さの許可申請手数料 160,000円
- (19) 日影による建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (20) 高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000 円
- (21) 特例容積率適用地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (22) 高度利用地区における建築物の容積率、建ペい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手 数料 160,000円
- (23) 高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (24) 敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許 可申請手数料 160,000 円
- (25) 都市再生特別地区内の容積率等の制限の特例許可申請手数料 160,000円
- (26) 特定防災街区整備地区内における建築物の敷地面積の最低限度に関する制限の適用除外に係る 特例許可申請手数料 160,000円
- (27) 特定防災街区整備地区内の建築物の壁面の位置に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料 160,000円
- (28) 特定防災街区整備地区内における公益上必要な建築物に関する制限の適用除外に係る特例許可申請手数料 160,000円
- (29) 景観地区内における建築物の高さの特例許可申請手数料 160,000円
- (30) 景観地区内における建築物の壁面の位置の特例許可申請手数料 160,000円
- (31) 景観地区内における建築物の敷地面積の特例許可申請手数料 160,000円
- (32) 景観地区内における高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (33) 再開発等促進区等内における建築物の容積率、建築物の建ペい率又は建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (34) 再開発等促進区等内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (35) 建築物の容積率の最高限度を区域の特性に応じたものと公共施設の整備の状況に応じたものとに区分して定める地区計画等の区域における建築物の容積率に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (36) 高度利用及び都市機能の更新を図る地区計画等の区域内における建築物の各部分の高さの許可申請手数料 160,000円
- (37) 区域の特性に応じた高さ、配列及び形態を備えた建築物の整備を誘導する地区計画等の区域内 における建築物の容積率又は建築物の各部分の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (38) 地区計画等の区域内における建築物の建ペい率の算定の基礎となる建築面積に係る認定申請手 数料 27,000円
- (39) 予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料 160,000円
- (40) 仮設建築物建築許可申請手数料
 - ア 法第85条第6項の規定によるもの 120,000円
 - イ 法第85条第7項の規定によるもの 160,000円
- (41) 総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料
 - ア 建築物の数が2であるとき。 78,000円

- イ 建築物の数が3以上であるときは、78,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
- (42) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料
 - ア 建築物(既存建築物を除く。以下この号及び第44号において同じ。)の数が1であるとき。 78,000円
 - イ 建築物の数が2以上であるときは、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
- (43) 総合的設計による一団地の建築物の特例許可申請手数料
 - ア 建築物の数が2であるとき。 220,000円
 - イ 建築物の数が3以上であるときは、220,000円に2を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
- (44) 既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例許可申請手数料
 - ア 建築物の数が1であるとき。 220,000円
 - イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
- (45) 一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料
 - ア 建築物(一敷地内認定建築物を除く。以下この号及び次号において同じ。)の数が1であるとき。 78,000円
 - イ 建築物の数が2以上であるときは、78,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
- (46) 一敷地内認定建築物以外の建築物の特例許可申請手数料
 - ア 建築物の数が1であるとき。 220,000円
 - イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
- (47) 一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料
 - ア 建築物(一敷地内許可建築物を除く。以下この号において同じ。)の数が1であるとき。 220,000円
 - イ 建築物の数が2以上であるときは、220,000円に1を超える建築物の数に28,000円を乗じて得た額 を加算した額
- (48) 複数建築物の認定又は許可の取消し申請手数料6,400円に現に存する建築物の数に12,000円を乗 じて得た額を加算した額
- (49) 一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の容積率、建ペい率、外壁の後退距離又は 高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料 27,000円
- (50) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に関する認定及び変更認定申請手数料 120,000円
- (51) 用途変更による建築物の一時使用許可申請手数料
 - ア 法第87条の3第6項の規定によるもの 120,000円
 - イ 法第87条の3第7項の規定によるもの 160,000円
- (52) 次に掲げる特例許可申請手数料
 - ア 第6条、第8条、第9条第2項、第16条、第30条第3項及び第50条第6項の規定によるもの 27,000 円
 - イ 第36条第3項及び第47条の規定によるもの 33,000円